

岩手県告示第 564 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 4 月 14 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 107 号
(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町世田米字川口 40 番 1 地先から 41 番 2 地先まで	新	m 88.5~15.0	m 400.0
	旧	20.8~15.0	400.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 4 月 14 日から同年 5 月 14 日まで

- 2(1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 397 号
(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市胆沢区若柳字谷小沢 71 番 7 地先から 73 番 6 地先まで	新	A m 10.8~9.6	m 200.0
		B 40.0~8.5	240.5
	旧	A 10.8~9.6	200.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 4 月 14 日から同年 5 月 14 日まで